

~.....*~*
▼△ 知っていますか？ 自転車の交通ルール △▼
~.....*~*



自転車は便利な乗り物です。しかし、ルールを無視した危険な運転による交通事故も発生しています。今回は、自転車を安全に利用するためのルールをお伝えします。

●自転車の事故で亡くなった人の約8割、けがをした人の約6割がルール違反

警察庁の統計によると、令和3年中の自転車が第1当事者または第2当事者となった自転車関連事故は、6万9,694件で前年より2,021件増加しました。自転車関連事故の件数は減少傾向にありますが、全交通事故に占める割合は、約20%前後で横ばい傾向が続いており、令和3年は構成比が前年よりも増加しました。

そして、令和3年中における自転車乗用中の交通事故による死者の76.0%、負傷者の63.2%は、自転車側にも何らかの法令違反が認められています。

・約8割が自動車との事故。その半分以上が出会い頭衝突による交通事故令和3年中の自転車関連事故6万9,694件の79.1%が自動車との交通事故で、そのうち53.0%が出会い頭衝突による交通事故です。全ての交通事故における出会い頭衝突によるものの割合が25.9%であることと比較すると、非常に多くなっています。

・自転車と歩行者の交通事故と自転車単独事故についてまた、自転車と歩行者の交通事故は、平成29年以降増加傾向となっており、令和2年は減少しましたが、令和3年には再び増加しました。自転車単独事故については、平成29年から増加が続いています。

●守ろう！自転車安全利用五則

◎その1 「自転車は、車道が原則、歩道は例外」道路交通法上、自転車は「車両」と位置付けられていますので、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。

【罰則】違反した場合、3月以下の懲役または5万円以下の罰金ただし、例外として、次のような場合は、自転車も歩道を通行できることになっています。

- (1) 道路標識や道路標示で指定された場合
- (2) 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- (3) 車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合（※）

※：やむを得ない場合

→道路工事、連続駐車などで車道の左側部分が通行困難な場合

→著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのため、接触事故の危険がある場合なお、自転車道が設けられている道路では、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

◎その2 「車道は左側を通行」自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません。

右側通行は禁止されています。また、自転車が通行することができる路側帯は道路の左側部分に設けられたものに限られます。

【罰則】3月以下の懲役または5万円以下の罰金

◎その3 「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」歩道は歩行者優先です。自転車が歩道を通行するときは、車道寄りの部分を徐行（すぐに止まれる速度で通行すること）しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。

【罰則】2万円以下の罰金または科料

◎その4 「安全ルールを守る」夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（または反射器材）をつけなければなりません。ライトをつけるのは、自分が進む道を照らして見やすくするためだけでなく、前方や後方から来るほかの自動車やバイクなどに自分の存在を目立たせるためです。

【罰則】5万円以下の罰金また、自転車も飲酒運転は禁止されています

【罰則】5年以下の懲役または100万円以下の罰金（酒酔い運転を行った場合等）等

◎その5 「子どもはヘルメットを着用」～自転車同乗中幼児の約3割が頭部損傷幼児を同乗中に事故に遭った場合、幼児が頭部を損傷する危険性があります。保護者は、13歳未満の子どもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せて運転するときは、確実に乗車用ヘルメットを子どもに着用させましょう。

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償が生じるおそれがあります。

過去の事故事例では、事故を起こした自転車運転者やその家族に数千万円の損害賠償を求める裁判例もあります。

このような万が一のときのための損害賠償責任保険について、

わからないこと、確認したいことがありましたら、お気軽にご相談ください。

以上